

令和7年度(第61回) 夏のこどもを守る運動実施要綱

1 趣 旨

和歌山県の未来を担う青少年が夢と希望を持ち続け、心身ともに健やかに、たくましく成長していくことは、県民すべての願いです。

しかしながら、少子高齢化、核家族化、情報化、国際化等が進み、家庭、学校、職場、地域等の社会環境は大きく変化し、青少年の行動にも大きな影響を及ぼしています。

県内における刑法犯犯罪少年及び触法少年は、令和6年中は326件（前年比+24件）、全刑法犯に占める犯罪少年の割合も13.7%（前年比+0.5%）と、引き続き少年の非行防止に努めていく必要があります。

また、いじめや不登校、児童虐待などの対策すべき重要な課題とともに、SNSに起因する被害防止対策の強化も喫緊の課題であります。

特に夏場は、青少年が長期の休みに入るため解放的になりやすく、活動時間と行動範囲が広がり、青少年がトラブルや犯罪に巻き込まれる機会も多くなることが予想されます。

このため、7月及び8月を『夏のこどもを守る運動』期間と定め、関係機関はもとより、各種団体や地域社会が一体となって、青少年が“明るく・正しく・たくましく”育つよう、県内全域において集中的な取組を推進します。

なお、この運動は、7月の『青少年の被害・非行防止全国強調月間（こども家庭庁主唱）』、『社会を明るくする運動強調月間（法務省主唱）』及び『再発防止啓発月間（法務省主唱）』と連携しながら展開するものとします。

2 期 間

令和7年7月1日（火）から令和7年8月31日（日）まで

3 主 唱

和歌山県青少年総合対策本部

4 推進機関及び協力団体

和歌山県、市町村、和歌山県教育委員会、市町村教育委員会、和歌山県警察、和歌山保護観察所、（公社）和歌山県青少年育成協会、（一財）和歌山県交通安全協会、（公財）和歌山県水上安全協会、青少年育成市町村民会議、和歌山県保護司会連合会、和歌山県更生保護女性連盟、和歌山県青少年（補導・相談）センター連絡協議会、和歌山県防犯協議会連合会、和歌山県PTA連合会、和歌山県高等学校PTA連合会、和歌山県公立幼稚園・こども園PTA連合会、和歌山県盲ろう支援学校PTA連合会、和歌山県地域活動連絡協議会、和歌山県子ども会連絡協議会、和歌山県BBS連盟、交通事故をなくする県民運動推進協議会、和歌山県交通安全母の会連絡協議会、和歌山県警友会

5 後 援

株式会社テレビ和歌山、株式会社和歌山放送

6 スローガン

「明るく 正しく たくましく」

7 目 標

（1）非行を生まない社会づくりの推進

ア 万引き、自転車盗等初発型非行の防止

イ 再非行の防止

ウ いじめ、暴力行為等問題行動の防止

エ 有害図書、有害がん具、有害刃物類、有害サイト情報等青少年を取り巻く有害環境の

浄化

- オ 大麻、シンナー、危険ドラッグ、覚醒剤等薬物の乱用防止
- カ 飲酒、喫煙等不良行為の防止
- キ 暴力団への加入阻止と離脱支援
- ク 暴走行為の防止と暴走族結成阻止

(2) 犯罪被害及び各種事故の防止

- ア インターネット利用に係る非行及び犯罪被害の防止
- イ 不審者による声かけ事案等の防止
- ウ 水の事故及び交通事故の防止

(3) 明るい家庭・明るい地域づくり

8 実施内容

(1) 広報・啓発活動

効果的な広報活動を行うとともに、青少年の健全育成に向けた研修会や地域懇談会等を開催し、地域ぐるみによる取組を推進する。

(2) 和歌山県青少年健全育成条例等に基づく有害環境等への適切な対応

- ア 青少年が安全に安心してインターネットを利用するためには、青少年を監護・養育する立場にある保護者の果たすべき役割が重要であることから、保護者に対し、インターネットの危険性に関する意識の涵養を図る。
- イ 青少年がインターネットを適切に活用する能力を習得するため、情報モラル、情報リテラシー、ネット依存防止など、継続的な啓発活動を実施する。
- ウ 青少年がインターネットを利用して有害情報を閲覧する機会を少なくするため、携帯電話端末・スマートフォンのほか、ゲーム機器等に対するフィルタリングサービスの利用を促進する。
- エ インターネットカフェ、ゲームセンター、カラオケボックス、映画館等への青少年の夜間の立入制限を徹底させる。
- オ 有害図書等について、図書等販売業者に対し区分陳列の実施等、指導の徹底を図る。
- カ 未成年者に対する酒・たばこの販売等の防止に向けた取組を推進する。

(3) 非行防止活動

- ア 推進機関や協力団体等が相互に連携し、地域の実情に応じた補導活動やパトロール活動を集中的かつ効果的に実施する。
- イ 非行を繰り返さないようにするため、地域における青少年の居場所作りを推進する。

(4) 見守り・声かけ活動

- ア 夏休み特有の開放感から非行に走る傾向が見受けられるこどもに対し、家庭のみならず、地域全体でこどもへの声かけ等を行い、見守っていく。
- イ 交通事故・水の事故の犠牲にならないよう、家庭、地域で声かけを行うとともに、事故防止の取組を推進するなど、地域ぐるみでこどもを守り育てる。

(5) 絆づくり活動

各種スポーツ大会や親子のふれあい教室、ボランティア活動、自然体験活動、ものづくり体験活動等への青少年の積極的な参加を促し、家庭や地域社会との絆を深めさせ“社会の一員”としての自覚を養う。